

帳票WT⑩に係る追加質問

#	内容	事務局記載 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載しています。)
	<p>【資料③ 軽減前税額等の整理】 P.3における質問事項 不均一課税の対象とならない資産 (A) と対象となる資産 (B) をどちらも所有する者に関する 帳票 (例: 名寄帳兼 (補充) 課税台帳) の印字項目について、以下の質問にお答えください。</p>	<p>★事務局方針 不均一課税の税額計算の流れに沿ってシステムで計算している団体は極めて少なく、ほとんどの団体で、軽減税額や減免税額を用いて、不均一課税によって減少した税額に相当する額を、直接税額から引いていることがわかりました。 不均一課税については、その対象となる事例も少ないことも踏まえ、事務局にて対応を検討いたします。</p>
質問 1	<p>税率について、帳票にはどのように印字していますか? ① Aの課税標準額に乗じる税率と、Bの課税標準額に乗じる税率をどちらも印字する。 ② Aの課税標準額に乗じる税率のみ印字する。 ③ その他 (具体的に教えてください。)</p>	
質問 2	<p>質問 1 で②と回答した団体に伺います。 Bが不均一課税の適用を受けた旨をどのように表していますか? ① 備考欄に、その旨 (不均一課税による軽減相当税額等) を印字する。 ② 帳票上は、どこにも表示せず、説明を求められた場合に個別に対応する。 ③ その他 (具体的に教えてください。)</p>	
質問 3	<p>【資料③ 軽減前税額等の整理】 P.2の「軽減前税額」のうち、Bに係る税額は、不均一課税を適用したものでしょうか? ① 不均一課税を適用したもの ② 不均一課税を適用せず、一旦通常の税率を乗じて求められたもの (後に「減免税額」として「軽減前税額」から引く。) ③ その他 (具体的に教えてください。)</p>	
	<p>【資料④ 証明書等の整理】 P.2における質問事項 証明書等の整理について、ご意見があれば教えてください</p>	<p>★ F市 固定資産課税台帳に登録されている事項の証明書を交付できる者については、地方税法施行令に規定されており、土地、家屋について賃借権等の権利を有する者に交付することができる事項は、固定資産課税台帳の登録事項であるとされています。 課税証明書には、固定資産課税台帳の登録事項だけでなく、納税義務者に課する固定資産税額及び都市計画税額を記載していることから、納税義務者以外の者への交付はできないものと考えられます。</p> <p>★ G市 ・公課証明書については、賃借人等 (表中B, C) 及び固定資産の処分をする権利を有する一定の者 (表中D) についても、交付が可能なものとなっていますが、税額を納税義務者以外に開示することは地方税法22条 (守秘義務) に抵触しないという認識でよいでしょうか。 ⇒公課証明書に印字項目として要件化している「相当税額」は、名寄せ後の税率ではなく、資産ごとの課税標準額に税率を乗じて算出した額であるため、守秘義務に抵触しないと考えています。 ・無資産証明書は納税義務者にあたるものがないため、誰にでも交付可能な証明書と考えられます。 ⇒ご指摘のとおり、市町村に所在する固定資産の納税義務者に交付する証明書ではございません。申請者に限り交付可能であると考えております。 「証明書等の整理」の表では、「納税義務者」の欄に○を記入しておりますが、これは申請者本人に限って交付する証明書である趣旨です。(パワポ資料内※3を参照) ・台帳記載事項証明書については、記載内容が登記事項であり、そもそも秘密に当たらないと考えられることから、個人情報保護条例に照らさずとも誰にでも交付できるものと考えます。 ⇒登記事項に該当する情報は、個人に関する情報に該当するものでもあることから、これを市町村が外部に提供することについては、個人情報保護条例ののっとり適切に取り扱う必要があります。</p> <p>★ K市 ・評価証明書、台帳登録登記事項証明書、公課証明書について 右上の注釈にて、「B～Eについては、当該権利又は申立ての目的となる固定資産に係る証明書に限る。」と記載されているが、「家屋について賃借権等の権利を有する者」は、目的となる固定資産 (家屋) の他、その敷地である土地も取得できる旨が明確にわかるように記載してほしい。 ⇒承知しました。</p>